

第4号議案

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成9年滋賀県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和6年5月10日

滋賀県教育委員会

第10条第3項中「選任報告書(別記様式第1号)」を「、その職名、氏名その他必要な事項」に、「提出」を「報告」に改める。

第11条第3項中「第10条第3項」を「前条第3項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(化学物質管理者)

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する所属の長は、所属職員のうちから化学物質管理者を選任しなければならない。

(1) リスクアセスメント対象物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。次号および次条第1項第4号において同じ。)を製造し、または取り扱う所属

(2) リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う所属(前号に掲げる所属を除く。)

2 所属長は、化学物質管理者を選任したときは、遅滞なく、その職名、氏名その他必要な事項を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(化学物質管理者の職務)

第11条の3 前条第1項第1号の規定により選任された化学物質管理者は、次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。

(1) 労働安全衛生法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書および同法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。

(2) リスクアセスメント(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。以下この項および次条第1項において同じ。)の実施に関すること。

(3) リスクアセスメントの結果等に基づき講ずる措置の内容およびその実施に関すること。

- (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する
と。
- (5) リスクアセスメントの結果の記録の作成および保存ならびにその周知に関すること。
- (6) リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況等の記録の作成および保
存ならびにその周知に関すること。
- (7) 第1号から第4号までに掲げる事項の管理を実施するに当たっての職員に対する
必要な教育に関すること。

2 前条第1項第2号の規定により選任された化学物質管理者は、表示等(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定する表示等をいう。)および教育管理(前項第7号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。)をいう。)に係る技術的事項を管理する。

(保護具着用管理責任者)

第11条の4 化学物質管理者を選任した所属であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるものの長は、所属職員のうちから保護具着用管理責任者を選任しなければならない。

2 所属長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、遅滞なく、その職名、氏名その他必要な事項を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(保護具着用管理責任者の職務)

第11条の5 保護具着用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 職員の保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

第14条第2項中「選任報告書(別記様式第2号)」を「、その職名、氏名その他必要な事項」に、「提出」を「報告」に改める。

第36条中「療養状況報告(別記様式第3号)」を「療養状況報告書(別記様式)」に改める。
別記様式第1号および別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式とする。

付 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

1 改正の理由

労働安全衛生規則の一部改正により、個別法による規制の対象(131物質)とはなっていないが一定の危険性・有害性がある化学物質(896物質)を取り扱う事業者に対し、事業者自らが化学物質による健康障害のリスクを見積もり、その低減対策を検討する仕組み(リスクアセスメント)の実施が義務付けられたことに伴い、教育機関等における化学物質管理者等の選任と職務について必要な事項を定めるため、滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正しようとするものです。

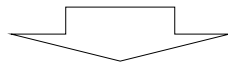
2 改正の概要

- (1) リスクアセスメント対象物を取り扱う教育機関等の長に対し、化学物質管理者の選任を義務付けるとともに、その職務について規定することとします。(第11条の2、第11条の3関係)
- (2) リスクアセスメントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させる教育機関等の長に対し、保護具着用管理責任者の選任を義務付けるとともに、その職務について規定することとします。(第11条の4、第11条の5関係)
- (3) 安全衛生管理に係る各種の報告について、情報通信技術を用いた簡便な方法により行うことができるようにするため、所定の様式による書面の提出の義務付けを廃止することとします。(第10条、第14条、第36条、別記様式第1号～別記様式第3号関係)
- (4) この訓令は、令和6年6月1日から施行することとします。

労働安全衛生法による新たな化学物質規制の概要

1 化学物質の規制の仕組み

有害性が高く管理使用が困難な物質(131物質)	一定の有害性がある物質 (896物質)	有害性の情報が不足している物質 (数万物質)
← 個別法で規制 →	← 法令による規制はなされていない →	



<令和4年の法改正>

← 個別法で規制 →	← 事業者による自律的な管理の義務付け →	← 努力義務としての自律的な管理の実施 →
------------	------------------------------	-----------------------

2 対象となる事業場

- ・業種や規模にかかわらず、学校を含む化学物質を取り扱う全ての事業場が対象
- ・工業高校で200物質程度、他の高等学校で110物質程度が取り扱われている。

(例) 化学の授業でエタノール、過酸化水素等を使用

工業高校の化学工業実習でアニリン、メタノール等を使用

3 自律的な管理の主な内容

- (1) 化学物質による健康障害に関するリスクアセスメントの実施
 - ・化学物質の危険性、有害性の特定と健康障害のリスクの見積もり
 - ・リスクの低減措置の検討（使用量の見直し、換気の強化、保護具の使用 等）
- (2) リスク低減措置の実施（濃度基準値が設定されているものは基準以下に低減）
- (3) 労働災害が発生した場合の対応（応急措置、訓練等）
- (4) 各種記録の作成・保存、労働者への周知・教育
- (5) 保護具の適正な選択、使用、保守管理
- (6) これらの事項を管理するための体制の整備
 - 「化学物質管理者」の設置
 - 「保護具着用管理責任者」の設置

今回の規程改正で
県立学校等での選任の手續と
(1)～(5)等の職務を規定

4 学校で新たに発生する業務への対応

- (1) リスクアセスメントの支援ツール(※)を採用することで、学校の業務量を縮減
 - ※ 化学物質のコードや取扱量、作業条件を入力することで、健康障害のリスク判定から低減対策の提示・選択、レポートの出力・保存までの一連の作業が可能
- (2) 業務を円滑に実施するための研修会の開催とオンデマンド形式での配信

滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 (衛生推進者)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 所属長は、衛生推進者を選任したときは、遅滞なく<u>選任報告書(別記様式第1号)</u>を総括安全衛生管理者に<u>提出</u>するとともに、所属職員に周知を図らなければならない。</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>第10条第3項</u>の規定は、安全衛生担当者の選任について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第9条 省略 (衛生推進者)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 所属長は、衛生推進者を選任したときは、遅滞なく、<u>その職名、氏名その他必要な事項</u>を総括安全衛生管理者に<u>報告</u>するとともに、所属職員に周知を図らなければならない。</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前条第3項</u>の規定は、安全衛生担当者の選任について準用する。 <u>(化学物質管理者)</u></p> <p><u>第11条の2 次の各号のいずれかに該当する所属の長は、所属職員のうちから化学物質管理者を選任しなければならない。</u></p> <p><u>(1) リスクアセスメント対象物(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。次号および次条第1項第4号において同じ。)を製造し、または取り扱う所属</u></p> <p><u>(2) リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う所属(前号に掲げる所属を除く。)</u></p> <p><u>2 所属長は、化学物質管理者を選任したときは、遅滞なく、その職名、氏名その他必要な事項を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。</u> <u>(化学物質管理者の職務)</u></p> <p><u>第11条の3 前条第1項第1号の規定により選任された化学物質管理者は、次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。</u></p>

(新設)

(1) 労働安全衛生法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書および同法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。

(2) リスクアセスメント（労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。以下この項および次条第1項において同じ。）の実施に関すること。

(3) リスクアセスメントの結果等に基づき講ずる措置の内容およびその実施に関すること。

(4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

(5) リスクアセスメントの結果の記録の作成および保存ならびにその周知に関すること。

(6) リスクアセスメントの結果等に基づき講じた措置の状況等の記録の作成および保存ならびにその周知に関すること。

(7) 第1号から第4号までに掲げる事項の管理を実施するに当たっての職員に対する必要な教育に関すること。

2 前条第1項第2号の規定により選任された化学物質管理者は、表示等（労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定する表示等をいう。）および教育管理（前項第7号に掲げる事項（表示等に係るものに限る。）をいう。）に係る技術的事項を管理する。
（保護具着用管理責任者）

第11条の4 化学物質管理者を選任した所属であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるものの長は、所属職員のうちから保護具着用管理責任者を選任しなければならない。

2 所属長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、遅滞なく、その職名、氏名その他必要な事項を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（保護具着用管理責任者の職務）

(新設)

第12条・第13条 省略

(作業主任者)

第14条 省略

2 所属長は、作業主任者を選任したときは、遅滞なく選任報告書(別記様式第2号)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

第15条～第35条 省略

(療養状況報告)

第36条 所属長は、疾病のため職員が30日以上勤務を離れて療養したときは、療養状況報告(別記様式第3号)に医師の診断書を添えて、総括安全衛生管理者に速やかに提出しなければならない。

第37条～第43条 省略

別表 省略

別記様式第1号・別記様式第2号

別記様式第3号 省略

第11条の5 保護具着用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 保護具の適正な選択に関すること。

(2) 職員の保護具の適正な使用に関すること。

(3) 保護具の保守管理に関すること。

第12条・第13条 省略

(作業主任者)

第14条 省略

2 所属長は、作業主任者を選任したときは、遅滞なく、その職名、氏名その他必要な事項を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第15条～第35条 省略

(療養状況報告)

第36条 所属長は、疾病のため職員が30日以上勤務を離れて療養したときは、療養状況報告書(別記様式)に医師の診断書を添えて、総括安全衛生管理者に速やかに提出しなければならない。

第37条～第43条 省略

別表 省略

(削除)

別記様式 省略